



貨物自動車運送事業法はどんな 内容か

「貨物自動車運送事業法」はどのような法律でしょうか。その内容についてお教えください。



物流二五・二六



貨物自動車運送事業法は、道路運送法から貨物自動車運送の事業規制を切り離し、別個の法律として新たに制定されたものです。

従来の制度との違いを中心にポイントを挙げれば次のとおりです。

- ① 路線事業と区域事業が一本化され、従来の区域事業も貨物の積合せができるようになったこと
- ② 事業の免許制が許可制となったこと。需給規制は廃止され、許可基準は安全に重点をおくこととされました。特定の地域で供給が著しく過剰になる場合は、緊急調整措置がとられます。
- ③ 運賃・料金については認可制が事後届出制となり、不当な運賃・料金

は変更命令を受けるようになったこと。国土交通大臣は、特に必要があるときは、標準運賃・料金を設定できることとされています。

- ④ 過積載の禁止、過労運転の防止および元請の下請に対する強要行為の禁止など輸送の安全に関する規定が整備されたこと
- ⑤ 運行管理者に試験制度が導入されるなど運行管理者の資格要件が強化されたこと
- ⑥ 中央、地方（都道府県単位）に過積載の防止、過労運転の防止など輸送秩序の確立に資することを目的とした指定法人を設置できるようになったこと
- ⑦ 国土交通大臣は、輸送秩序にかかる法令違反の再発防止のため、関係

荷主に勧告することができること
以下、貨物自動車運送事業法の規定
に沿って、その概要を説明します。

貨物自動車運送事業

(1) 一般貨物自動車運送事業

① 事業の許可

一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、営業所の名称および位置、事業用自動車の概要、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、貨物自動車利用運送をするかどうかの別、その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画を明らかにして、国土交通大臣の許可を受けること

② 許可の基準

国土交通大臣は、その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであることその他一定の基準に適合していると認めるときでなければ、一般貨物自動車運送事業の許可をしないこと



③ 緊急調整措置

ア 国土交通大臣は、特定の地域または地域間において一般貨物自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、一定の要件に該当すると認めるとときは、その地域または地域間を期間を定めて緊急調整地域または緊急調整区間として指定することができる

イ 緊急調整地域または緊急調整区間の指定がある地域にて事業が行われる一般貨物自動車運送事業は、許可がされないこと

ウ 一般貨物自動車運送事業者は、緊急調整地域または緊急調整区間の指定がある場合には、その緊急調整地域または緊急調整区間ににおける供給輸送力を増加させる事業計画の変更をすることができないこと

④ 事業計画の変更

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けること。ただし、一定の変更については、届出をもって足りること

⑤ 運賃および料金

一般貨物自動車運送事業者は、運賃および料金を定め、変更したときは事後的に国土交通大臣に届け出ること。ただし、運賃または料金が利

用者の利便その他公共の利益を阻害していると認められた場合、国土交通大臣から運賃または料金の変更を命ぜられること



⑥ 運送約款

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けること。ただし、国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合において、標準運送約款と同一の運送約款を定めるか、現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、認可を受けたとみなされること

⑦ 安全管理規程

一般貨物自動車運送事業者は、安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする時も同様である。また、国土交通大臣は安全管理規程が国土交通省が定める、必要な内容に適合しないと認めるときは当該一般貨物自動車運送事業者に対し、変更

物流
三一

一〇五

を命ずることができること

この命令（特別積合せ貨物運送であって、当該命令に係る運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが100キロメートル以上のものに係るもの（除く。）は地方運輸局長に委任されていること

⑧ 輸送の安全

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じること。また他の事業者の輸送安全確保行為を阻害してはならないこと。その他一定の事項を遵守すること

⑨ 運行管理者

ア 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任すること

イ 国土交通大臣は、運行管理者試験に合格した者その他一定の要件に該当する者に対し、運行管理者資格証を交付すること

⑩ 輸送の安全確保の命令

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が一定の事項を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、その一般貨物自動車運送事業者に対し、その是正のために必要な措置を講ずべきこ

とを命ずることができること

(11) 事業改善の命令

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるとときは、一般貨物自動車運送事業者に對し、事業運営を改善するよう命ずることができること

(12) その他

名義の利用などの禁止、事業の譲渡しおよび譲受けならびに事業の休止および廃止などの認可または許可、許可の取消しなどについて、所要の規定が設けられています。

(2) 特定貨物自動車運送事業

特定貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、運送の需要者ならびに営業所の名称および位置、事業用自動車の概要、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画を明らかにして、国土交通大臣の許可を受けること

(3) 貨物軽自動車運送事業

貨物軽自動車運送事業を經營しようとする者は、営業所の名称および位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出ること

民間団体などによる貨物自動車運送の適正化に関する事業の推進

(1) 地方貨物自動車運送適正化事業実

施機関

① 指 定

国土交通大臣は、一定の法人を、国土交通大臣が定める区域に一を限って地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（地方実施機関）として指定することができること

② 事 業

地方実施機関は、輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律またはこの法律にもとづく命令の遵守に關し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者および貨物軽自動車運送事業者に対する指導その他の事業（地方適正化事業）を行うこと

③ 苦情の解決

地方実施機関は、貨物自動車運送事業者または荷主から事業に関する苦情について解決の申出があったときは、必要な助言をし、事情を調査するとともに、苦情の内容を通知して、迅速な処理を求めなければならないとされています。またその際、文書もしくは口頭による説明または資料の提出を求めることがあります。

また、その他、地方適正化事業の実施に必要な限度において、文書もしくは口頭による説明または資料の提出を求めるこもできます。

(2) 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

① 指 定

国土交通大臣は、一定の法人を、全国に一を限って全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全国実施機関）として指定することができるこ

と

② 事 業

全国実施機関は、地方適正化事業の円滑な実施を図るための基本的な指針の策定その他の事業を行うこと

指定試験機関

国土交通大臣は、その行う運行管理者試験の実施に関する事務を、指定試験機関に行わせることができること

物流
三二



その他

(1) 標準運賃および標準料金

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業にかかる運賃および料金が著しく高騰し、または下落するおそ

れがある場合において、公衆の利便などを確保するため特に必要があると認めるときは、地域または地域間を指定して、期間を定めて標準運賃および標準料金を定めることができること

(2) 荷主への勧告

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者または特定貨物自動車運送事業者に対し一定の命令または処分をする場合には、その荷主に対しても、その事業者の違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができること

(3) その他

報告の徴収および立入検査などについて、所要の規定が設けられています。

報告の徴収、立入検査のうち安全管理規程に係るものをして適正に実施するための基本的な方針を定めています。

『参考となる法令など』

運送事業法 3条、4条、6条、7条、9条、10条、16条～19条、22条の2、23条、26条～36条、38条～39条の3、43条、44条、46条、60条、60条の2、63条、64条
運送事業則42条

1 通 則



運行管理はなぜ必要か

一般貨物自動車運送事業者は運行管理者を選任し、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせなければならない。そうですが、このような業務が企業にとってなぜ必要なのでしょうか。



自動車を使用した貨物の輸送を事業活動として行う企業は、輸送計画にもとづく適確な輸送の実施を図ることはもとより、その輸送にあたる運転者の過労運転の防止や事故防止などの輸送の安全確保について、常に最大限の配慮が必要となります。これは、事業主に課せられた社会的責任であり、また、業務上の災害を防止することは、事業主にとって当然の務めでもあります。

ご質問の運行管理、すなわち事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うことは、この社会的責任を果たすために必要な業務なのです。

運行管理とは

広く事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務、これを運行管理といいますが、貨物自動車運送事業法には、運行管理者を選任し、この業務を行わせなければならないことが定められています。

運行管理者が行う具体的な運行管理としては、次のようなものを掲げることができます。

- ① 乗務員の過労運転の防止に関する業務
- ② 過積載の防止に関する指導・監督
- ③ 貨物の適正な積載に関する指導・監督
- ④ 自動車車庫の確保

- ⑤ 乗務前後の点呼・報告・指示
- ⑥ 乗務などの記録
- ⑦ 運行記録計による記録
- ⑧ 事故の記録および記録の保存
- ⑨ 運転者台帳の作成および備置き
- ⑩ 乗務員に対する指導・監督およびそれらの内容の記録・保存
- ⑪ 運転者に適性診断を受けさせること
- ⑫ 異常気象時などにおける措置
- ⑬ 安全確保のための服務規律
- ⑭ 点検整備
- ⑮ 点検等のための施設
- ⑯ 整備管理者の研修
- ⑰ 補助者に対する指導・監督

運行管理の必要性

貨物自動車運送事業は、国内貨物輸送において基幹的役割を担うものですが、事業活動として行われる以上、当然、企業間の競争を呼び、これが過分になれば、安全とは逆行する作業形態や作業能率を運転者に要求するに至る危険性を持っています。「より早く、一度に大量の貨物を輸送する。」、これは明らかに安全とは相反するものです。

自動車を使用した貨物の輸送を事業活動として行う企業は、その輸送の事故防止など常に輸送の安全確保について、最大限の配慮が必要です。これは、事業主に課せられた社会的責任であ

り、また、業務上の災害を防止することは、事業主にとって当然の務めでもあります。

ご質問の運行管理の必要性はここにある訳ですが、企業または事業主には、運行の安全確保は、最終的には、企業の発展に寄与するものであるという認識が大切です。



物流三八

《参考となる法令など》

運送事業法18条、22条
輸送安全則 3条～5条、7条～9条、
10条、11条、20条

一四五二